

「JCSS 登録の一般要求事項」の改正に係る意見及び回答について

ご意見	回答
<p>1 該当箇所: 全文(引用規格番号の表記) ご意見: 引用規格番号の表記方法を統一したほうが良いと思います。 「全角-半角」、「スペースの有り-無し」 【他にも同様のご意見が1件ありました】</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
<p>2 該当箇所: 2/38、3/38(目次) ご意見: 目次と本文に不整合がある。 ・頁番号多数 ・見出しタイトル相違(7.1項、7.2項) ・『付属書4』の見出しタイトルが無い 【他にも同様のご意見が1件ありました】</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
<p>3 該当箇所: 5/38 13行 ご意見: 「Conformty」は「Conformity」に修正</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
<p>4 該当箇所: 6/38 (4) 最高測定能力 備考3:「…省略…。したがって、、実際の測定の不確かさは…省略…」 ご意見: 『、』が一つ多い</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
<p>5 該当箇所: 7/38 5. 2. 1 項「…省略…。この場合において校正証明書に記載する拡張不確かさは信頼の水準95%に対応する幅とし、包含係数を決定すること。なお、包含係数2が信頼の水準95%に対応する区間を与える場合、$k=2$を採用する。…省略…」 ご意見: 拡張不確かさは、『幅』とせずに『区間』としたほうが良いと思います。 参考【JCG200 校正方法と不確かさに関する表現】19/27頁 B9 拡張不確かさ(GUM 用語 2.3.5) 測定量に合理的に結び付けることができる値の分布の大部分を含むと期待される測定結果について一定の区間を定義する量</p>	<p>ご意見ありがとうございます、『区間』に修正いたします。</p>

6	<p>該当箇所:7/38 5. 2. 1 項「…省略…。ただし、タイプA又はタイプBによって評価された不確かさについて、ある要因の自由度が全体の不確かさの有効自由度に影響し、その有効自由度に基づく95 %の信頼の水準での包含係数が2を超える場合、有効自由度を評価し、GUM付属書Gに従って適切な包含係数を算出し、校正証明書に表記しなければならない。」</p> <p>ご意見:『…その有効自由度に基づく95 %の信頼の水準での包含係数が2を超える場合、有効自由度を評価し、GUM付属書Gに従って適切な包含係数を算出し、…』とありますが、『その有効自由度に基づく95 %の信頼の水準での包含係数が2を超える場合』とは『GUM付属書Gに従って有効自由度を評価し包含係数を算出した結果』ですので本文見直しが必要と思われます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「…ある要因の自由度が全体の不確かさの有効自由度に重大に寄与する場合は、その有効自由度を評価し、GUM付属書Gに従って適切な包含係数を算出し、校正証明書に表記しなければならない。」に修正いたします。</p>
7	<p>該当箇所:5. 2. 1測定の不確かさの表現(JIS Q ISO/IEC17025 5.4.6項) 「JCSS校正事業においては、その登録校正における測定の不確かさは、登録された最高測定能力より小さい数値であってはならない。」</p> <p>ご意見:これだけだと実際の業務はどうすれば適切な表示方法となるのか疑問が残ると思いますので以下例のように補足説明を加えたほうがこれからJCSS取得を目指す人にとって親切だと思います。</p> <p>(補足解説)</p> <p>★測定結果が最高測定能力よりも小さい値となったときは、登録された最高測定能力を示す。</p> <p>例)最高測定能力:3.5ppm 95%信頼区間 測定の不確かさ評価の集計値3.0ppm 95%信頼区間 →校正証明書に記載する不確かさ:3.5ppm 95%信頼区間</p> <p>★測定結果が最高測定能力よりも大きい値となったときは、登録された最高測定能力を示すことはできず、大きい値を示す。</p> <p>例)最高測定能力:3.5ppm 95%信頼区間 測定の不確かさ評価の集計値10.0ppm 95%信頼区間 →校正証明書に記載する不確かさ:10.0ppm 95%信頼区間</p>	<p>ご提案の例は、電気分野を想定されていると推察しますが、この規定は、分野横断的な一般要求事項を規定しているものですので、ここであまり特定分野の例を挙げることは、かえって誤解を招くものと危惧します。測定の不確かさの補足説明や具体的な例は、別途定めている各分野別の不確かさ指針で作成・整備した方が望ましいと考えます。したがって、今回は改正案どおりの内容とさせていただきます。</p>
8	<p>該当箇所:8/38 5. 2. 2. 3 …省略…「このブロックゲージの寸法許容差はJIS B 7506の(6.3) 寸法許容差における1級に適合しています。」</p> <p>ご意見:(3)項JIS B 7506:2004では 6.2 寸法許容差 6.3 寸法許容差幅 となっています。 例文の見直しが必要と思われます。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、規格項目番号を『6.2』に修正いたします。</p>

9	<p>該当箇所:9/38 5. 2. 2. 6項 ご意見:『付随する情報として、』を削除する案としていますが、備考3との関連を考慮すると削除しないほうが良いと思われます。 余計なことですが、当該項の改訂履歴を含めて再度見直しすることを提案します。</p>	<p>「付随する情報」の意味があいまいであるとの理由から削除しておりますので、本文は改正案どおりとし、備考3を『備考3:校正対象物が異なるような登録校正と無関係な測定結果は「登録範囲外の測定結果」とはみなされない。』と修正させていただきます。</p>
10	<p>該当箇所:9/38 5. 2. 2. 6項 ご意見:文中、『*』の参照先が不明。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、『*』の後に『備考1』を追記します。</p>
11	<p>該当箇所:9/38 5. 2. 3 (1)項 ご意見:文中、『*1』の参照先が不明。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、『*』の後に『備考』を追記します。</p>
12	<p>該当箇所:10/38 5. 2. 3 (4)項 ご意見:文中、『*2』の参照先が不明。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、『*』の後に『備考』を追記します。</p>
13	<p>該当箇所:10/38 5. 2. 5 項「附属書3に示す「遠隔校正を行う場合の要求事項」に適合すること。…以下省略…」 ご意見:誤記がある 『附属書3』→『付属書3』、『要求事項』→『特定要求事項』 【他にも同様のご意見が1件ありました】</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
14	<p>該当箇所:18/38 8.5 (1) ご意見:「直ちに一切の標章…」を「直ちにすべての標章…」に</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
15	<p>該当箇所:27/38 3. 2. 2 項及び3. 5. 1 項 ご意見:次の用語が未修正 『校正要員』→『現地校正要員』</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
16	<p>該当箇所:28/38 3. 7. 1 項 ご意見:見え消しに誤りがあるので修正が必要 『現地校正に用いる測定順』→『現地校正に用いる測定手順』</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
17	<p>該当箇所:28/38 3. 8 項 ご意見:見出しタイトルは『不確かさ』とするより『測定の不確かさ』が良いと思います。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
18	<p>該当箇所:28/38 3. 8. 2 項 ご意見:次の用語が未修正 『校正従事者』→『現地校正要員』</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
19	<p>該当箇所:34/38 付属書4 2及び5(a) ご意見:「付属書4A」を「付属書4. A」</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>

20	<p>該当箇所:34/38 付属書4 3項、4項、5(e)項 ご意見:次の用語が未修正 『仕様』→『規格』 【他にも同様のご意見が1件ありました】</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>
21	<p>該当箇所:35/38 付属書4.A ケース3、ケース8 ご意見:次の用語が未修正 『仕様』→『規格』 【他にも同様のご意見が1件ありました】</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。また、ケース8の記述中の不等号の向きがケース3の記述中の不等号の向きと同じとなっておりますので、逆の向きに修正しました。なお、この付属書の参照元であるILAC-G8が2009年に入ってから改訂されていますが、今回はその内容を反映せず、次回改訂時に反映することといたします。</p>
22	<p>該当箇所:37/38 付属書5 ご意見:次の用語が未修正 『JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)』→『ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)』 【他にも同様のご意見が1件ありました】</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、修正いたします。</p>